項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五」を「雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五」に改め、「（当該中小企業者等の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「中小企業者等の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に改め、同項第二号イ中「中小企業比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に改め、同号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二　国内新規雇用者　法人の国内雇用者のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務することとなつた日から一年を経過していないものとして政令で定めるものをいう。

第四十二条の十二の五第三項第六号を削り、同項第五号中「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「国内雇用者に対する給与等の支給額（次に」を「国内新規雇用者に対する給与等の支給額（次に」に改め、同号イ中「場合　当該」の下に「前日を含む」を加え、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に改め、「各事業年度（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「国内雇用者」を「国内新規雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。次号において同じ。）」に改め、「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）」を「新規雇用者給与等支給額」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　控除対象新規雇用者給与等支給額　法人の各事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及びその法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該法人の当該適用年度の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。第十二号において同じ。）に達するまでの金額をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号及び次号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第四十二条の十二の五第三項第七号から第九号までを削り、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号を削り、同項第十二号中「中小企業比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に、「中小企業者等」を「法人」に、「には当該」を「にはこれらの」に改め、同号を同項第八号とし、同項に次の四号を加える。

九　国内雇用者　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

十　雇用者給与等支給額　法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

十一　比較雇用者給与等支給額　法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（ロにおいて「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合　当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）

ロ　前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

十二　控除対象雇用者給与等支給増加額　中小企業者等の雇用者給与等支給額から当該中小企業者等の比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該中小企業者等の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

第四十二条の十二の五第五項中「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、「並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を削り、「当該控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第六項中「比較雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額」に改める。

第四十二条の十二の五の二第六項中「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に改め、同条を第四十二条の十二の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

**第四十二条の十二の七**　青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項に規定する認定事業適応事業者（第三項を除き、以下この条において「認定事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一条の二十八第二項に規定する情報技術事業適応（以下この条において「情報技術事業適応」という。）の用に供するために特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアをいう。以下この項及び第四項において同じ。）の新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下この条において同じ。）を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア若しくはその利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究（第四十二条の四第八項第一号イ⑴に規定する試験研究又は同号イ⑵に規定する政令で定める試験研究をいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるもの（第四項において「産業試験研究用資産」という。）を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項、第四項及び第六項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該情報技術事業適応設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該情報技術事業適応設備の取得価額（情報技術事業適応の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（以下この条において「対象資産合計額」という。）が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。